



口頭審理陳述要領書

平成30年2月19日

特許庁審判長 殿

1 審判の番号 取消2017-300462
(商標の番号) (登録第4160821号)

2 請求人

住 所

名 称

3 請求人の代理人

住 所

東京都千代田区永田町二丁目17番17号

日野法律特許事務所

電話番号

03-5510-7373

氏 名

弁理士

日野 修男

4 被請求人

住 所

東京都渋谷区渋谷1丁目4番13号

名 称

キューピー株式会社

上記審判事件に関し、平成30年3月8日午後2時00分期日の口頭審理において、請求人は陳述すべき要領を次のとおり準備します。

5 陳述の要領

5-1 被請求人は、口頭陳述要領書にて「被請求人による本件商標に係る商標権の取得又はその使用について、公正な競争秩序ないし公平の観念に反した不正の目的など全く存在しない」と主張するが成り立たない。以下、説明する。

5-2 弁駁書6-2(2)にて主張し、提出済み各証拠にて立証したとおり、本件商標は出願前に周知・著名であった、ローズ・オニール作成の人形の図形及びその名称に類似するものである。すなわち、本件登録商標は、国内・国外において著名な、ローズ・オニールのキューピー人形及びその名称を剽窃し、自己のものとして出願・登録された商標である。

弁駁書6-2(1)において主張したとおり、本件登録商標の使用は、他人の知的創作を剽窃する行為は、公序良俗に違反するものであり、商標法の保護を受ける「使用」にあたらぬ。

弁駁書6-2(4-15)に記述のとおり、昭和36年4月11日(弁駁書記載の日付は誤記であったのでこのように訂正する)、東京高等裁判所判決(昭和35年(行ナ)第41号)は「法律に違背した製造・販売がなされたとしても、右の行為は、登録商標の正当な使用として顧慮するに値しない。」と、法律に違反する商標の使用は商標法の保護を受けるに値せず、不使用取消審判における「使用」にあたらぬことを宣明した。

5-3 悪意の出願排除に向けての国際的取り組み

特許庁のウェブページには「2014年5月13日、特許庁は、香港で開催された第136回国際商標協会(INTA)年次総会の場において、「第2回悪意の商標出願セミナー」を開催しました。このセミナーは、日米欧中韓の商標五庁(TM5)の協力枠組みにおいて、我が国がリードして取り組んでいる「悪意の商標出願対策プロジェクト」の一環として開催したもの」と記述されている(甲31)。

すなわち、日米欧中韓の商標5庁(TM5)の協力枠組みにおいて、わが国が悪意の商標出願対策プロジェクトをリードして取り組んでいることを宣明したものであり、特許庁がその場で配布した資料(甲32)には以下の記述がある。

(3)不正目的による他人の周知商標と同一・類似商標の登録排除 特許庁

商標法第4条第1項第19号（平成8年法改正により導入）

他人の業務に係る商品又は役務を表示するものとして日本国内又は外国における需要者の間に広く認識されている商標と同一又は類似の商標であつて、不正の目的（不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他の不正の目的をいう。以下同じ。）をもつて使用をするもの（前各号に掲げるものを除く。）

本号のポイント

- 他人の商標の日本又は外国における「周知性」
- 出願商標と引用商標との「同一又は類似性」



- 「不正の目的」

(6)4条1項19号における「不正の目的」の推認 特許庁

前スライドに列記したような資料が揃わないとしても、次の要件①及び②を満たす出願商標は、「他人の周知な商標」と偶然一致したものとは認め難いことから、「不正の目的」をもつて使用するものと推認する。

- ① 一以上の外国において周知な商標又は日本国内で全国的に知られている商標と同一又は極めて類似するものであること
- ② その「他人の周知な商標」が造語よりなるものであるか、若しくは、構成上顕著な特徴を有するものであること

（商標審査基準）

弁駁書6-2(2)に主張・立証したとおり、キューピー人形の図形はローズ・オニールの創作にかかるものであり、その名称「Kewpie」はローズ・オニールが創作した造語である。キューピー人形の図形とその名称「Kewpie」（日

本語表記「キューピー」)は、それ以前には存在しなかったものである。また、その人形及び名称は構成上、他と容易に識別できる顕著な特徴を有するものである。本件登録商標はかかるキューピー人形と同一又は極めて類似するものであるから、かかる商標の使用は「不正の目的をもって使用するものと推認される」ことに帰結する。かかる商標は、出願、登録、使用のいかなる段階においても、商標法の保護の枠外に置かれなければならない。

また、特許庁が同時に配布した資料には、以下の記述がある。

2. 事例(1)「Office2000」事件 (東京高裁平成13年(行ケ)205号)



「不正の目的」の判断にあたり認定された事実

- 米国権利者(A社)が、「Office97」の次期のバージョンアップ版であるオフィスソフトに「Office2000」との名称を使用することを平成10年6月16日に米国において公式発表し、それが日本でもマスコミ等で伝えられた後、A社の日本法人が平成10年11月11日に日本において「Office2000」の発表会を開催した。
- Xは、平成10年12月8日に本件商標を出願した。
- Xは、パソコンのソフトウェアの一種であるグループウェアを開発し、これを販売することを業とする会社である。

結論: 商標法第4条第1項第19号に該当する

- Xは、遅くとも本件商標の出願時の一か月以上前には、A社の次期オフィスソフトが近く「Office2000」として発売されること、これが既に著名な商標となっていることを十分に知りながら、これと類似する本件商標を出願し、その後これを使用したものである。
- Xは、A社の商標である「Office2000」の**著名性にただ乗り**する意図で、本件商標の出願をし、オフィスソフトと密接に関連することが明らかなグループウェアにこれを使用したものと認めざるを得ず、また、Xが本件商標を使用する結果として、A社の「Office2000」の**著名性が希釈化**されるおそれ大きいと認めざるを得ない。したがって、Xがその商品であるグループウェアに本件商標を使用することには、商標法4条1項19号にいう「**不正な目的**」があった。

上記判決は、「Office2000」の著名性にただ乗りする意図を認定し、著名性の希釈化のおそれを認定し、そして「不正な目的」を認定したものである。

外国の著名な他人の知的財産を剽窃した多数のキューピー商標が、わが国の知的財産の歴史における大きな汚点であることは、心ある商標実務家・商標法研究者の共通の認識である。かかる「不正の目的」もった商標の使用に商標法の保護を与えては、日米欧中韓の商標5庁(TM5)において「悪意の商標出願対策プロジェクトを我が国がリードして取り組んでいる」とは言えず、わが国の知的財産行政は世界の信頼を受けることができない。

5-4 被請求人は平成30年1月25日付口頭審理陳述要領書にて、

「乙第9号証、乙第31号証、乙第32号証に表示されている「キューピー人形」の図形は、請求人（原文のママ）を容易に看取させる著名な商標であり（乙第36号証）、また、取消請求に係る指定役務について防護標章登録を受けているところでもある（乙第37号証）、

したがって、通常有する注意力をもって、これらの書証に表示されている「キューピー人形」の図形を見たときには、被請求人がその広告や取引書類に表された役務の提供を行っているとしもが認識するものであり、この表示（「キューピー人形」の図形）が出所識別標識として機能しないなど、ありえない話であり、請求人の主張が失当であることは明らかである。」と主張するが、成り立たない。

弁駁書6-2（4-13）にて引用した昭和58年審判第19123号（甲29）は、「本件商標は、前記の漫画「ポパイ」に依拠し、これを模倣又は剽窃して、その登録出願をしたものであると推認し得るものであるといわざるを得ない。そうとすれば、かかる経緯によつて登録を得た本件商標の登録を有効として維持することは、前記「ポパイ漫画」の信用力、顧客吸引力を無償で利用する結果を招来し、客観的に、公正な商品又はサービスに関する取引秩序を維持するという前記法目的に合致しないものといわなければならない。」

「加えて、本件商標は、請求人が著作権を有するポパイの図形と、これと不可分一体のものとして世人に親しまれてきた「POPEYE」及び「ポパイ」の文字を結合してなるものであるから、これを著作権者等に無断で使用することは、商標法第29条による規制の対象となるものであり、かつ、著作権法第21条の複製権・同法第112条の差止請求権・同法第118条の侵害とみなす行為等によつても規制されているので、前記商標法第4条第1項第7号の運用指針の1つである「他の法律によつて、その使用等が禁止されている商標」に該当するものであると解される。なお、被請求人に、本件商標を永年使用していること、また、本件商標の使用につき著作権者たる請求人は、被請求人による使用を黙認してきた等を主張する。しかしながら、本件商標は、前記したとおり、その使用が商標法と著作権法による規制の対象とされているものであるから、そのような商標をいかに永く使用したとしても、商標法に

よる権利の正当な行使とはいえないものである。」と判示した。

いかに被請求人を容易に看取させる著名な商標であろうとも、取消請求に係る指定役務について防護標章登録を受けていようとも、いかに多数のキューピー商標を登録しようとも、出願前周知・著名のローズ・オニール作成の人形の図形を剽窃した商標であるという事実を消し去ることはできない。被請求人が得た著名性は公序良俗違反の事実が著名になったに過ぎず、商標法の保護を受けることはできない。

なお、現行商標法第47条は、無効審判について設定登録の日から5年の除斥期間を設けているところであるが、かかる除斥期間の適用は「不正の目的で商標登録を受けた場合を除く。」と明記されているところである。

5-5 被請求人は平成30年1月25日付口頭審理陳述要領書にて、

「乙第3号証については、今後、「パンフレット」（乙第9号証）という形で述べることにする。」としたので、請求人は弁駁書6-3の「(4) 乙6, 7, 8について」の後に続けて、以下「(5) 乙9について」主張を追加する。

「(5) 乙9について

被請求人が主張する「キューピー人形の図形のみ、又は、その図形の横や下に「キューピー」の片仮名を表記したもの」は、乙9には4箇所に表示されているが、いずれも「第35類の「経営の診断及び指導、市場調査、商品の販売に関する情報の提供」について使用されるものではない。以下、説明する。

(1) 乙9表紙中央部には、下記のとおり、



6個の円の中央部に、ローズ・オニールの創作にかかるキューピー人形と類似す

る人形が記載されている。このキューピー人形は周囲の6個の円とほぼ等大に描かれており、6個の円と一体として意匠的に使用されたものに過ぎず、特定の商品や役務を識別する機能を有するものではない。すなわち、この「キューピー人形の図形」は自他商品・役務の識別機能を有さないものであり、商標の「使用」ではない。

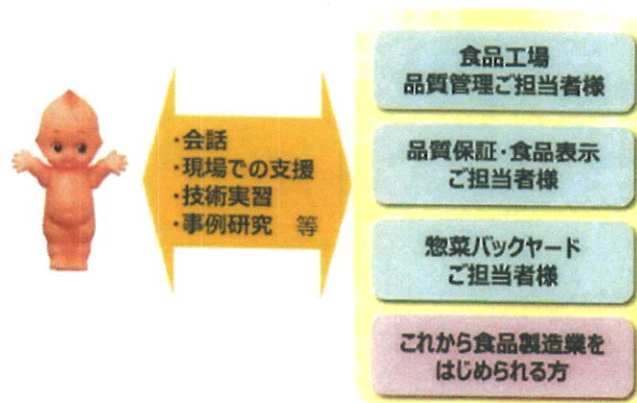
(2) 乙9表紙の右上には、下記のとおり、



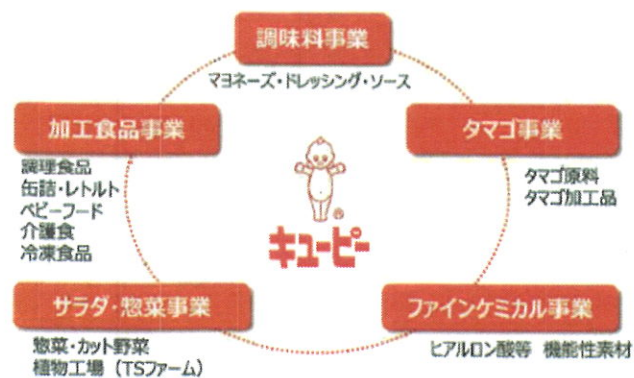
「キューピー人形とその図形の横に「キューピー」の片仮名を表記したもの」が記載されている。

被請求人の社名は、ローズ・オニールの創作にかかる人形の名称である「キューピー」の後に、法人の種類を表示する「株式会社」を付したものであるところ、本標章は被請求人の社名の一部「キューピー」と、ローズ・オニールの創作にかかる人形の名称と、ローズ・オニール作品の人形に類似する人形を接して配置したものであることから、本標章は一体として被請求人の会社をシンボリックに表示する機能を果たすに過ぎず、それを超えて、被請求人が販売する商品や役務を識別する機能を有するものではない。すなわち、本標章は自他商品・役務の識別機能を有さないものであり、商標の「使用」ではない。

(3) 見開き左ページの下段には、下記のとおり、ローズ・オニール作品の人形に類似する人形が配置され、サービスの対象である顧客と被請求人との関係が示されている。このキューピー人形は、被請求人の会社をシンボリックに表示するに止まるものに過ぎず、商品や役務を識別する機能として使用されるものではなく、商標の「使用」ではない。



(4) 裏表紙には、下記のとおり、大きな楕円の円周上に、左回りに「調味料事業」、「タマゴ事業」、「ファインケミカル事業」、「サラダ・惣菜事業」、「加工食品事業」の5つの事業が記載されており、その中心に「キューピー人形の図形」とその下に「キューピー」からなる標章が記載されている。



前述のとおり、被請求人の社名は、ローズ・オニールの創作にかかる人形の名称である「キューピー」の後に、法人の種類を表示する「株式会社」を付したものであるところ、本標章は被請求人の社名の一部「キューピー」とローズ・オニールの創作にかかる人形の名称と、ローズ・オニール作品の人形に類似する人形を接して配置したものであることから、本標章は一体として被請求人の会社をシンボリックに表示する機能を果たしているものである。本標章が表現するところは、楕円の円周上に記載された5つの事業を被請求人が行っていることを示すものである。

それを超えて、被請求人が販売する商品や役務を識別する機能として使用されるものではない。すなわち、本標章は自他商品・役務の識別機能を有さないものであ

り、商標の「使用」ではない。

以上のとおり、乙9について、被請求人が主張する「キューピー人形の図形のみ、又は、その図形の横や下に「キューピー」の片仮名を表記したもの」は、いずれも自他商品・役務の識別機能を有さないものであり、商標の「使用」ではない。」

5-6 被請求人は平成30年1月25日付口頭審理陳述要領書にて、

「日本国内において要証期間内に、「品質管理の向上に関する経営上の指導及び助言」という役務（品質管理や品質保証についてのコンサルティング業務）の広告（乙第9号証「パンフレット」）に、本件商標と社会通念上同一の商標を付して、それを食の安心・安全に関する展示会やイベントにおいて、被請求人の展示ブース等を訪れた見込み顧客に対して配布したものである。この使用行為は、商標法第2条第3項第8号にいう「役務に関する広告に標章を付して頒布する行為」に該当する。」、

「被請求人（商標権者）は、日本国内において、要証期間内に、「品質管理の向上に関する経営上の指導及び助言」という役務の提供（「品質管理や品質保証についてのコンサルティング」業務の提供）に係る取引書類に当たる見積書（乙第31号証及び乙第32号証）に本件商標と社会通念上同一の商標を付してそれを取引先に交付したものである。この使用行為は、商標法第2条第3項第8号にいう「役務に関する取引書類に標章を付して頒布する行為に該当する。」と主張するが、いずれも成り立たない。

（1）最高裁判所昭和43年2月9日（昭和42年（行ツ）第32号）判決は、「商標の使用があるとするためには、当該商標が、必ずしも指定商品そのものに付せられて使用されていることは必要でないが、その商品との具体的関係において使用されていることを必要とするものと解するのが相当である」と判示したものである。

（2）商標の教科書として著名な網野誠著「商標（第6版）」（甲33）には、「商

品・役務に関する取引書類に標章を付して頒布する行為」について以下のとおり記されている。

次に広告・定価表等に付せられる標章は商品またはサービスに関して付せられるものでなければならない。たとえば会社の商号や会社マーク等は商標権として登録されるが、このような商号が広告や取引書類等に使用されていても、その使用が商品やサービスの広告や取引に関するものではなく、単に会社自体の名前やマークを広告・宣伝するためのみの目的でなされている場合、あるいは商品の原材料等の取引書類で、その書類の記載からはその製品である商品に関する取引であることが不明である場合には、商品に関して使用があったといわれぬ。したがって、不使用による取消しの審判請求に対

する反証としても、このような証拠を出しただけでは、商標を使用していたという証拠にはならないであろうし、他人によるこのような行為も37条等に該当しない限り、商標権の侵害とはいえないであろう。

しかし、このような広告や取引書類にも、商品の名前やサービスの内容が同時に表示してあるとか、取引の対象たる原材料が製品である商品のためのものであることが客観的に明らかである場合には、商標の使用といえるであろう。

すなわち、「単に会社自体の名前やマークを広告・宣伝するためのみの目的でなされている場合」は「商品に関して使用があったといわれぬ。」「このような証拠を出しただけでは、商標を使用していたという証拠にはならない」とするものである。

(3) 乙4について

被請求人は「なお、料金表（乙第4号証）は、このようなプレゼンをする際に、必要に応じて、参考までに示す資料であり、これのみ独立した資料として頒布されるものではないので、乙第4号証はこのような位置付けとしてのみ認識されるに過ぎないものである。」と主張する。

被請求人の主張の趣旨は不明であるが、乙4の最上段には「4. サービス内容～品質コンサルティング」との記載があるので、「これのみ独立した資料として頒布されるものではない」ことは明らかである。しかしながら、いかなる冊子の一部で

あるか、このページを含む冊子全体の提出がない限り、誰がいつ作成したものであるか、どのように使用されたものであるか不明である。

また、乙4の表中には、左欄に種々のサービスが提示されており、右欄にその対価が記載されているものの、いずれのサービスにおいても本件登録商標はどこにも表示されていないものであるから、本件登録商標の使用を証明するものではない。

のみならず、料金表（乙4）において、本件登録商標がコンサルティング業務の名称として記載されていないことは、被請求人は本件登録商標がコンサルティング業務の名称として使用しなかったことを示すものに他ならない。

（3）乙9については、網野商標の基準に沿えば「単に会社自体の名前やマークを広告・宣伝するためのみの目的でなされている場合」は「商品に関して使用があったといわれぬ。」ものであり、最高裁判決の判示に沿えば「その役務との具体的関係において使用されている」ものではないので、「役務に関する広告に標章を付して頒布する行為」に該当するものではない。

（4）乙29及び乙30について

本件「コンサルティング業務委託契約書」2通は、被請求人と第三者の間で、コンサルティングの業務委託契約を締結したことはうかがえるものの、被請求人が提供したコンサルティング業務の名称、あるいは、識別標識として本件登録商標を使用したとの事実を証明するものではない。

本件「コンサルティング業務委託契約書」2通において、いずれも、コンサルティング業務の名称として本件登録商標が表示されていないことは、被請求人は本件登録商標をコンサルティング業務の名称として使用しなかったことを示すものに他ならない。

（5）乙31、32について

乙31、32、33の使用態様は次のとおりである。



キューピー株式会社

品質保証本部

〒182-0002

東京都調布市仙川町2-5-7

TEL : 03-5384-7751

FAX : 03-5384-7901

担当者 榎田 真理

<= 乙31



キューピー株式会社

品質保証本部

〒182-0002

東京都調布市仙川町2-5-7

TEL : 03-5384-7751

FAX : 03-5384-7901

担当者 榎田 真理

<= 乙32

乙31と乙32は、文字部分の印字位置はぴったり重なりあうものの、

- (1) キューピーの図形の大きさが相違する、
- (2) キューピーの図形の印字位置が相違する、
- (3) キューピーの図形の鮮明さが相違するものであり、文字部分の印刷とキューピー図形の印刷が同時ではないことを窺わせ、キューピーの人形図形は文字部分の印刷の後に印字されたものであるとの疑念を生じさせるから、被請求人が使用証拠とする乙31、32のいずれについても、請求人はそれらの成立の真正を争う。

2017年8月22日



キューピー株式会社

東京都渋谷区渋谷1-4-13

<= 乙33

お問い合わせ先 本社

なお、乙31、32の成立の真正が立証された場合に備えて、請求人は以下の主張をする。乙31、32の成立が真正であるとしても、乙31、32、33のいずれも、ローズ・オニールの創作にかかる人形の図形からなる本標章は、被請求人の

社名と本社住所地の左側に近接して配置されており、本標章は被請求人の社名・住所と一体をなす態様で使用されているものである。

すなわち、本標章が被請求人の会社をシンボリックに表示するものであるとしても、本標章の使用はその限度における使用に止まるものであって、それを超えて、被請求人が販売する商品や役務を識別する機能として使用されるものではない。

また、乙31及び32のいずれにおいても、役務の「件名」欄には、本件登録商標は使用されていない。

以上のとおり、本標章は「その役務との具体的関係において使用されている」ものではなく、「役務に関する取引書類に標章を付して頒布する行為」に該当するものではない。

5-7 乙5から乙8について、被請求人は平成30年1月25日付口頭審理陳述要領書にて、「最終的な消費者に対して「商品の情報の提供」を行っているのは、「キューピーアヲハタネットショップ」を運営している「株式会社トウ・キューピー」であって、被請求人ではない。被請求人は、自己のサイト（乙第8号証）を介して株式会社トウ・キューピー（「キューピーアヲハタネットショップ」）に対して、その運営等をサポートするために、「商品の販売に関する情報の提供」をしているのである。」、

「「クリック」というのは単なる手段に過ぎず、本質を見たときには、被請求人は、自己のサイト（乙第8号証）を介して「キューピーアヲハタネットショップ」を運営する「株式会社トウ・キューピー」をサポートするために、「商品の販売に関する情報の提供」を行っているのである。」、

「被請求人が行っている「情報の提供」は、「商業等に従事する企業（株式会社トウ・キューピー）に対して、そのネットショップの管理、運営等を援助するために行っている」ものであり、将に前記最高裁判決の説示に符合するものである。」などと主張するが、いずれも成り立たない。

(1) 乙5について

弁駁書6-3「(3)乙5について」において主張したとおり、

「市場調査」のレポート」が有償で第三者のために提供された役務であること、すなわち取引性は立証されていないものであって、商標として「使用」されたことの立証はない。

請求人この点について、以下の主張を追加する。

商標法は「商標を保護することにより、商標の使用をする者の業務上の信用の維持を図り、もつて産業の発達に寄与し、あわせて需要者の利益を保護することを目的とする」(1条)のものであり、「業務上の信用」を維持すること、「産業の発達」寄与することを目的とするものであり、かかる目的のもと、「商標」を次のとおり定義するものである。すなわち、「この法律で「商標」とは、人の知覚によつて認識することができるもののうち、文字、図形、記号、立体的形状若しくは色彩又はこれらの結合、音その他政令で定めるもの(以下「標章」という。)であつて、次に掲げるものをいう。

- 一 業として商品を生産し、証明し、又は譲渡する者がその商品について使用をするもの
- 二 業として役務を提供し、又は証明する者がその役務について使用をするもの(前号に掲げるものを除く。)(2条)と定めるものである。

すなわち、「業として商品を生産し、証明し、又は譲渡する者」が「その商品について使用をする」もの、「業として役務を提供し、又は証明する者」が「その役務について使用をするもの」が「商標」である。

従つて、「業として提供する役務」でないもの、すなわち、経済的な取引行為でなく取引性のないものは商標法のいう「役務」に該当しないから、それについて標章を使用しても「商標」ではなく、商標の使用にはあたらない。

最高裁判決(平成21年(行ヒ)第217号)における、「商品の販売に関する情報の提供」については、「商業等に従事する企業に対して、その管理、運営等を援助するための情報を提供する役務であると解するのが相当である。」との「役務」は、「業として役務を提供し、又は証明する者」が「その役務について使用をするもの」、すなわち、取引性のある使用が「商標」であるとの商標法2条1項2

号に定義を前提にするものである。

(2) 乙6, 7, 8について

弁駁書6-3「(4) 乙6, 7, 8について」において主張したとおり、乙6, 7, 8の各号証は、被請求人のウェブサイト(乙8)から、関連会社である「株式会社トウ・キューピー」(乙7)の運営するオンラインショッピングサイト(乙6)へリンクを張っていることを示すに過ぎ、「リンクを張る」ことは「商品の販売に関する情報の提供」の役務ではない。

また、商標の使用については取引性が必要であるところ、被請求人が主張する「リンクを張る」行為が、有償で第三者のために提供された役務であること、すなわち取引性は立証されていないものであって、商標として「使用」されたことの立証はない。

さらに、乙8における3個の「キューピー人形の図形のみ、又は、その図形の横や下に「キューピー」の片仮名を表記したもの」は、当該ウェブページの作成者が被請求人であることを表示するものと解され、その限度における使用に止まるものであって、それを超えて、被請求人が販売する商品や役務を識別する機能として使用されるものではない。すなわち、本標章は自他商品・役務の識別機能を有さないものであり、本標章は「商品の販売に関する情報の提供」の識別標識として使用されているものではなく、本指定役務について商標を「使用」するものではない。

6 結論

以上のとおり、第1に本件登録商標の使用は公序良俗に違反するものであり、商標法が保護する「使用」にあらず、第2に被請求人が提出する各証拠はいずれも本件登録商標の使用を証明するものではないから、審判請求書の請求の趣旨に記載のとおりの審決を求める。

7 証拠方法

別添証拠説明書に記載のとおり。

8 添付書類の目録

- (1) 口頭審理陳述要領書 正本1通 副本2通
- (2) 各甲号証写し 正本1通 副本2通
- (3) 証拠説明書 正本1通 副本2通

証拠説明書

平成30年2月19日

特許庁審判長 殿

- 1 審判の番号 取消2017-300462
- 2 請求人
住所 福岡県糟屋郡志免町別府北4丁目2番8号
名称 株式会社プロタイムズ・ジャパン
- 3 請求人の代理人
住所 東京都千代田区永田町二丁目17番17号
アイオス永田町316号 日野法律特許事務所
氏名 弁理士 日野 修男

4 証拠の説明

証拠番号	標目	原/写	作成日	作成者	立証趣旨
甲第31号証	第2回悪意の商標出願セミナーと題するウェブページ(https://www.jpo.go.jp/torikumi/kokusai/kokusai2/bad_faith_seminar2.htm)	写し	2017年4月20日	特許庁審査業務部商標課	2014年5月13日、特許庁は第136回国際商標協会(INTA)年次総会の場において「第2回悪意の商標出願セミナー」を開催し、悪意の出願に対する特許庁の取り組みの資料を配付したこと
甲第32号証	我が国における悪意の商標出願への対応(表紙から9頁)	写し	2014年5月13日	特許庁審査業務部商標課商標審査企画官森山啓	特許庁が「第2回悪意の商標出願セミナー」にて配布した資料には、我が国は不正の目的の商標を排除する取り組みを行っているとの記載があること
甲第33号証 の1 の2 の3	商標(第6版) 本文 表紙 奥付	写し	平成14年6月30日	網野誠	単に会社自体の名前やマークを広告・宣伝するための使用は商品に関する使用ではないこと